

公 示 日 : 2023 年 6 月 21 日 (水)

調達管理番号 : 23a00303

国 名 : コートジボワール国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (種子生産)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 種子生産
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 8 月上旬から 2024 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 5.50、国内 0.50、合計 6.00
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 45 日、国内整理 0 日
- ・ 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2023年7月5日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月14日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務経験の分野	種子生産に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお良い）。注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質を向上させることを目的としており、そのための対象SCの優良種子の生産・使用能力の向上に本専門家の活動は貢献するものである。

（1）「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な²国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1 最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
 - 成果2 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果3 対象 SC の優良種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果4 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果5 成果1～4を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
- ④ 対象地域：全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、バリューチェーン／マーケティング、業務調整及び複数名の短期専門家（当該専門家の他、収穫後処理／農業機械、SHEP アプローチを活用したコメバリューチェーンの構築、農業金融、中小企業振興）で構成されている。

7. 業務の内容

プロジェクト対象地域の種子生産農家に対し、カウンターパート（CP）と協力し

² 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

て研修、指導を通じて市場ニーズの高い優良種子を供給すると共に、これら種子の純化維持と市場流通促進のための技術指導・助言を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 業務計画の作成、業務結果の報告

① 本プロジェクトの内容及び種子生産支援の把握

- 本プロジェクトの要請の背景や内容、種子生産支援に係る基本的な考え方を把握・分析する³。

② ワークプランの作成・改訂

- 各現地渡航前までに、本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン⁴を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプランでは、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。

③ 現地業務結果の報告

- 各現地業務終了前に現地活動報告書（案）を作成し、JICA 経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関に事前に共有した上、現地業務結果の報告会にて報告を行う⁵。
- 各現地業務終了後（帰国後）、現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、第1次現地業務結果報告書（英文（または仏文）及び和文）を最終化し、現地業務から帰国後1週間以内に JICA 経済開発部に提出する。

(2) 優良種子の純化・増殖と認証取得

- 国立農業研究センター（CNRA）や Africa Rice 等の研究機関から市場ニーズの高い優良品種の原原種又は原種種子を入手し、同研究機関と連携して、それら優良品種の純化と増殖を行う。
- 増殖した種子は、プロジェクトの支援対象農家に配布する予定であることから、MEMINADER 及び国立種子検査所（LANASEM）による圃場検査及び収穫物検査を通じて品質認証を取得する。なお、プロジェクトでは市場ニーズ

³ 本契約の締結後、担当部から要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、前年度の種子生産／栽培支援の短期専門家の報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報を受注者に提供する。

⁴ ワークプランは英語または仏文で作成するものとする。

⁵ すべての関係者に対して対面・オンラインを通じて同時に説明・協議を行う。なお、本業務を通じて、ワークプランの説明や現地業務結果の報告はオンライン会議ツールを活用して可能な限り同時に行うこと。

の高い優良種子⁶を選定済みだが、これ以外にも市場ニーズに応じて優良品種を追加選定することも可能。

- (3) 種子生産農家への初期技術研修
 - 支援対象とする国産米 SC の新規農家グループの種子生産農家を選定し、種子の適正栽培にかかる初期技術研修を行う。
- (4) 種子生産農家への技術指導、種子の品質認証
 - 初期技術研修を受けた種子生産農家に対し、プロジェクトで増殖した種子を配布し、これら農家が純度の高い種子生産を行うよう、栽培面だけでなく栽培した種子の収穫後処理や種子の管理を含めた技術指導を行う。
 - 種子生産農家が生産する種子についても、可能な範囲で品質認証プロセスをファシリテートし、純度の高い認証種子として支援対象 SC のコメ生産農家に提供されるようフォローする。
- (5) CP の能力強化
 - CP 中心に実施するコメ生産農家に対する技術研修・指導を側面支援し、必要な助言を行う。
- (6) 研修教材の改訂
 - 技術研修・指導に使用する教材・マニュアルは、現場ニーズに応じて適宜見直しを行い、最終的にADERIZの稲作栽培技術マニュアルに反映させる。
- (7) 優良種子の生産・品質保持のための体制構築
 - 種子生産農家による優良種子生産へのインセンティブを高め、市場流通を促すため、他の専門家と協力して、種子生産農家とコメ流通業者や精米業者との対話の機会を提供するとともに、MEMINADER/ADERIZ や CNRA、Africa Rice 等の種子関係機関と連携して、優良種子の系統・純度維持体制を強化するためのメカニズムを検討・提案する。
- (8) プロジェクト報告書の作成
 - ワークプランや現地業務結果報告書をもとに、プロジェクトが作成する年間計画書及び年間報告書のうち担当分野の執筆を行う。作成の際は予めプロジェクトチームと執筆内容を協議すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（各現地業務期間開始時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業

⁶ 市場ニーズが高い優良種子としてGT11（JT11）やCY2等がある。

務の具体的内容（案）などを記載。

電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文（または仏文）。提出部数は以下のとおり。

電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文及び英文（または仏文）：電子データ）

2024年9月16日（月）までに提出。

業務全体にわたる活動を取りまとめた専門家業務完了報告書を、JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アビジャンを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でコートジボワール入国時の隔離は不要です。

(3) その他留意事項

コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の業務内容に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

シャトル型ではありますが、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。

なお、本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー（JICA国際協力専門員）
- イ) 農業機械アドバイザー（JICA国際協力専門員）
- ウ) コメバリューチェーン／マーケティング（JICA長期専門家）
- エ) 業務調整（JICA長期専門家）
- オ) 農業金融（JICA短期専門家）
- カ) 農業機械／収穫後処理（JICA短期専門家：JICAが別途契約するコンサルタント）
- キ) 種子生産（JICA短期専門家：本コンサルタント）
- ク) SHEPアプローチを活用したコメバリューチェーン構築（JICA短期専門家）
- ケ) 中小企業振興（JICA短期専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり（プロジェクト車両）
- エ) 通訳備上：必要に応じて通訳の備上を行う。
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（於ヤムスクロ）における執務スペース提供。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書（和文）（2019年10月）
 - ・コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2 現地業務結

果報告書（和文・英文）（種子生産／栽培）

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書（和文）（2018年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322277.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ) 提供依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正

腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上